

1 療育手帳

目 的

知的障がい者(児)に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、知的障がい者(児)に手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としています。

手帳の交付手続

申請 知的障がい者(児)又は保護者が、保護者等の居住地を管轄する市町村の長及び相談所の長を経由し、知事に対して行います。

必要な書類	18 歳未満	療育手帳交付申請書・写真 1 枚 (縦 4 cm × 横 3 cm) 「中央児童相談所」で判定を受けてから申請します。
	18 歳以上	療育手帳交付申請書・写真 1 枚 (縦 4 cm × 横 3 cm) 申請後に、「心身障害者総合相談所」で判定を受けていただきます。申請時には、ご本人の生育歴等について聞き取り調査を行います。

交付決定及び交付 知事は、相談所における判定結果に基づき、手帳の交付を決定し、管轄市町村長に通知するとともに管轄市町村長を経由して申請者に手帳を交付します。

他管内からの転入 他管内(札幌市及び他の都府県)から北海道に転入した知的障がい者(児)で、他管内発行の手帳を所持する者は、相談所の判定を受けないで、当該手帳を添えて手帳の申請を行うことができます。

交付後の障がい程度の確認

手帳の交付を受けた知的障がい者(児)は、判定の際に次回の判定として示された時期に、居住地を管轄する相談所または「巡回児童相談」で、判定を受けなければなりません。

巡回児童相談：遠隔地に居住する障がい者(児)に対して更生援護を適切に実施するため、専門職員が石狩市に来て、判定や相談などを行います。(要予約)

【問合せ】石狩市保健福祉部子ども相談センター

(石狩市花川北 6 条 1 丁目 30-2 石狩市役所 2F 0133-72-3195)

記載事項の変更の届出

手帳の交付を受けた知的障がい者(児)又は保護者は、その氏名若しくは住所等に変更が生じたときは、管轄市町村長に届け出て、記載事項の訂正を受けてください。

必要な書類	療育手帳記載事項変更届・手帳
-------	----------------

手帳の再交付

手帳を紛失・破損又は記載欄に余白がなくなったときは、再交付を申請してください。

必要な書類	紛失・破損	療育手帳再交付申請書・写真 1 枚 (縦 4 cm × 横 3 cm)
	記載欄に余白が無くなったとき	療育手帳再交付申請書・手帳・写真 1 枚 (縦 4 cm × 横 3 cm)

手帳の返還

交付対象者に該当しなくなったとき又は死亡したとき、その他手帳を必要としなくなったときは、管轄市町村長を経由し知事に返還してください。

2 日常生活の支援

日常生活用具の給付

重度の知的障がいのある方に対し、日常生活を容易にするための用具の給付を行います。
 (ただし、他法優先のため、介護保険法などで交付が受けられる方については、対象となりません。)

利用者負担については下記の別表 1 参照

品目	対象要件	性能の基準	耐用年数	基準額 (上限額)
特殊マット	重度又は最重度の知的障がい	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5	19,600
頭部保護帽	重度又は最重度の知的障がいにててんかんの発作等で転倒	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	児 15,200 者 36,750
特殊便器	重度又は最重度の知的障がいにて排便後の処理が困難	足踏パダルにて温水温風を出し得るもの 取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	151,200
火災警報器	重度又は最重度の知的障がい	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又はブザーで知らせ得るもの	8	15,500
自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射、初期火災を消火し得るもの	8	28,700
電磁調理器	重度又は最重度の知的障がい	知的障がい者が容易に使用し得るもの	6	41,000
紙おむつ等(紙おむつ、サリ、ガーゼ等衛生用品)	重度又は最重度の知的障がいであり、在宅で生活しており、意思表示困難で医師が認める者(3歳以上)	対象者及び介護者が容易に使用し得るもの	-	6,000 (月額)

別表 1 日常生活用具の利用者負担

世帯階層区分	利用者負担	負担上限月額
生活保護法による被保護世帯または市町村民税非課税世帯	0 円	自己負担なし
市町村民税課税世帯	原則 1 割負担	37,200

世帯の中に市町村民税所得割額が 4 6 万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外(全額自己負担)

1 月～6 月申請分は前々年の所得で判断

【所得を判断する際の世帯の範囲】

18 歳以上の障がい者 障がいのある方とその配偶者
 障がい児(18 歳未満) 保護者の属する住民基本台帳での世帯

各種料金の割引

(1) NHK放送受信料

区 分	割引率	必要なもの
知的障がい者の方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税	全 額	手帳、印鑑
世帯主が、重度の知的障がい者（療育手帳A判定）で受信契約者	半 額	

(2) 携帯電話料金割引サービス

対 象	療育手帳の交付を受けた方		
対象サービス	基本使用料、メール送信料等の割引	割 引 率	契約会社にお問合せください
申 込 先	お近くのドコモ・ソフトバンク・au(エーユー)ショップ		
お 問 合 せ	【ドコモ】	一般電話(携帯・PHS OK)からは ドコモの携帯電話・PHSからの場合は	<u>0120-800-000</u> (局番なしの)151(無料)
	【ソフトバンク】	一般電話からは ソフトバンクの携帯電話からの場合は	<u>0800-919-0157</u> (局番なしの)157(無料)
	【au】	一般電話からは auの携帯電話からの場合は	<u>0077-7-111</u> (局番なしの)157(無料)

情報コミュニケーション・生活サービス

(1) 青い鳥郵便ハガキ

療育手帳A判定の方に、無料で郵便ハガキを配布します。

対 象	療育手帳A判定の方	配布枚数	20枚
受付期間	毎年 4月1日から5月31日まで		
お問合せ	市内各郵便局		

(2) 市営住宅の優遇措置

対 象	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等をお持ちの方がいる世帯		
内 容	申込多数により市営住宅への入居が抽選となる場合に、当選確率を引き上げる優遇措置が適用されます。		
窓 口	石狩市 建築住宅課 市営住宅担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所2F 72-3144)		

(3) 配食サービス

対 象	食事を作ることが困難な療育手帳がA判定の方の世帯		
内 容	週5日までの希望の日(土・日曜日、祝日を除く)に、ご自宅へ夕食を配達します。 普通食のほかに特別食(肝臓食、心臓・高血圧食、じん臓食など)もあります。 自己負担があります。(1食400円)		

(4) 紙おむつ給付サービス

対 象	在宅で寝たきりの常時おむつを使用している療育手帳がA判定の方(3歳以上の方に限る。)
内 容	2カ月に1回、1カ月に使用する分をご自宅へ配達します。 給付枚数に限度がありません。

(5) ふとんクリーニングサービス

対 象	寝たきりである、6歳以上の重度知的障がい者
内 容	寝具(掛・敷ふとんなど)を洗濯、乾燥、消毒します。 利用回数は、申請月に応じて最大2回まで 1回の利用につき、500円の自己負担があります。
窓 口	石狩市 高齢者支援課 介護・高齢担当 (石狩市花川北6条1丁目41番地1 りんくる1F 72-7014)

(6) 公共施設の減免等

障がい者手帳をお持ちの方は、公共施設の入場料等の減免を受けることができる場合があります。施設によって異なりますので、各施設の窓口にてご確認ください。

3 医療

重度心身障害者医療費助成制度

一定の障がいのある方に対し、医療費を助成します。助成を受けるには申請が必要です。申請に必要なものについては、担当にお問い合わせください。

対 象	療育手帳A判定、または重度と判定・診断された方(知能指数おおむね35以下) ただし、65歳以上の方は、健康保険が後期高齢者医療保険であることが条件となります。 所得制限があります。						
助成範囲	<p>保険適用医療費のうち、一部負担金を超えた額を助成します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">一 部 負 担 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税 非課税 世帯等</td> <td>初診時のみ下記金額を負担 医科580円、歯科510円、柔整・はり・きゅう270円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担(限度額8,000円/月)</td> </tr> <tr> <td>市民税 課 税 世 帯</td> <td>1割負担(限度額等については、下記のとおり) 《外来+訪問看護基本利用料》(個人)18,000円/月 ・年額(8月~翌7月)上限144,000円 《入院+外来等》(世帯)57,600円/月 ・多数該当(過去12か月に4回目以降)の場合44,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>課税世帯であっても、小学6年生までは非課税世帯と同じ一部負担ですが、訪問看護基本利用料の限度額は18,000円/月です。</p>	一 部 負 担 金		市民税 非課税 世帯等	初診時のみ下記金額を負担 医科580円、歯科510円、柔整・はり・きゅう270円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担(限度額8,000円/月)	市民税 課 税 世 帯	1割負担(限度額等については、下記のとおり) 《外来+訪問看護基本利用料》(個人)18,000円/月 ・年額(8月~翌7月)上限144,000円 《入院+外来等》(世帯)57,600円/月 ・多数該当(過去12か月に4回目以降)の場合44,400円
一 部 負 担 金							
市民税 非課税 世帯等	初診時のみ下記金額を負担 医科580円、歯科510円、柔整・はり・きゅう270円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担(限度額8,000円/月)						
市民税 課 税 世 帯	1割負担(限度額等については、下記のとおり) 《外来+訪問看護基本利用料》(個人)18,000円/月 ・年額(8月~翌7月)上限144,000円 《入院+外来等》(世帯)57,600円/月 ・多数該当(過去12か月に4回目以降)の場合44,400円						

	<p>< 下記は助成対象外となります ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費相当額、付加給付金相当額（国保・健康保険組合などの保険者が負担） ・健康保険の支給対象とならない費用（例：差額ベッド代・雑費（日用品代）・健康診断等） ・入院時の食事代 ・精神障がいによる受給者の入院に要した費用
窓 口	石狩市 国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2 石狩市役所 1 F 72-3125)

後期高齢者医療制度

対象となる方は 75 歳以上の方と 65 歳から 74 歳までの方のうち一定の障がいのある方です。
一定の障がいのある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。
 申請に必要なものについては、担当にお問い合わせください。
 (75 歳以上の方は、加入手続きは必要ありません。)

対 象	年齢が 65 歳～74 歳で以下のいずれかに該当する方 ・国民年金などの障害年金 1、2 級を受給している方 ・療育手帳 A 判定、または重度と判定・診断された方																			
医 療 費 担	保険適用医療費のうち、医療機関での窓口負担割合・自己負担限度額は以下のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>負担割合</th> <th>負担区分</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">課税世帯</td> <td>3 割</td> <td>現役 ~</td> <td>限度額は所得区分によって異なります。</td> </tr> <tr> <td>2 割</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">外来：18,000円/月 入院等：57,600円/月</td> </tr> <tr> <td>1 割</td> <td>一般</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非課税世帯</td> <td rowspan="2">1 割</td> <td>区分</td> <td>外来：8,000円/月 入院等：24,600円/月</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>外来：8,000円/月 入院等：15,000円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>住民税非課税世帯の方には食事代（標準負担額）の減額制度があります。申請が必要です。</p>		負担割合	負担区分	自己負担限度額	課税世帯	3 割	現役 ~	限度額は所得区分によって異なります。	2 割	一般	外来：18,000円/月 入院等：57,600円/月	1 割	一般	非課税世帯	1 割	区分	外来：8,000円/月 入院等：24,600円/月	区分	外来：8,000円/月 入院等：15,000円/月
	負担割合	負担区分	自己負担限度額																	
課税世帯	3 割	現役 ~	限度額は所得区分によって異なります。																	
	2 割	一般	外来：18,000円/月 入院等：57,600円/月																	
	1 割	一般																		
非課税世帯	1 割	区分	外来：8,000円/月 入院等：24,600円/月																	
		区分	外来：8,000円/月 入院等：15,000円/月																	
窓 口	石狩市 国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2 石狩市役所 1 F 72-3125)																			

4 手当・年金

各種手当

(1) 特別障害者手当

対 象	重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方 所得制限があります。
支給額	月額 27,980円 (金額改定があります)

(2) 障害児福祉手当

対 象	重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の方 所得制限があります。
支給額	月額 15,220円 (金額改定があります)

(3) 特別児童扶養手当

対 象	20歳未満の障がい児(障がい程度により1級もしくは2級に区分)を養育される方 所得制限があります。
支給額	月額 1級: 53,700円 / 2級: 35,760円 (金額改定があります)

(4) 児童扶養手当

内 容	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭(ひとり親家庭)や父または母が重度の身体障がい(国民年金の障がい等級1級相当)にある児童がいる家庭に支給されます。 所得制限があります。
支給額 (月額)	児童1人【全部支給】44,140円 【一部支給】44,130円から10,410円 児童2人【全部支給】10,420円を加算 【一部支給】10,410円から5,210円を加算 第3子以降1人につき 【全部支給】6,250円を加算 【一部支給】6,240円から3,130円を加算
窓 口	石狩市 子ども家庭課 手当・医療担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F 72-3128)

各種年金

障がいの状態、年金保険料の納付状況などで、下記の年金等の「障がいの給付」を受けることができる場合があります。

(1) 障害基礎年金 【国民年金】

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金に加入している間に初診日がある病気・けがで障がいの状態になったとき。また、加入期間満了後、60歳以上64歳までの間に病気・けががもとで障がいの状態になったときでも受けられます。 ・障がい認定日(初診日から1年6カ月を経過した日、またはその間に症状が固定した日)に、障がいの程度が国民年金法で定める1級または2級であること。 ・一定の保険料納付要件を満たしていること。 <p>20歳前の病気・けがで障がい者になった場合は、20歳から受けられます。</p>
年金額	年額 1級障がい：993,750円 / 2級障がい：795,000円
窓口	石狩市 市民課 国民年金担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F 72-3122)

(2) 障害厚生年金【厚生年金】

厚生年金に加入している間に初診日がある病気・けがで障がいの状態になったとき。

手続き・詳細については年金事務所へお問合せください。(下記参照)

年金に関する手続き・相談窓口

窓口	住所	電話
札幌北年金事務所	札幌市北区北24条西6丁目2-12	011-717-4133
街角の年金相談センター麻生()	札幌市北区北38条西4丁目1-8	011-708-7087

()電話での相談は行っておりませんので、ご了承ください。

年金に関する電話相談

お問合せ	札幌北年金事務所 「ねんきんダイヤル」	011-717-4133 0570-05-1165
------	------------------------	------------------------------

(3) 障害者扶養共済制度(しょうがい共済)

障がいのある方の保護者が毎月一定の掛金を納付することで、保護者に万一のこと(死亡・重度障がい)があったときに、残された障がいのある方に終身年金を支給する制度です。

対象	知的障がい者を扶養している保護者で65歳未満の健康な方
掛金	1口 月額9,300円~23,300円(2口まで加入可) 保護者の加入時の年齢により、金額が決まります。 掛金減免の制度もあります。詳しくは、下記にお問合せください。
支給額	月額2万円(2口加入している場合は4万円)
窓口	北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 (札幌市中央区北3条西6丁目 011-231-4111)

5 税の減免等

障がいを持つ方に対し、税制上、特別の控除等があります。

(1) 所得税・市道民税の控除

注) 「障害者」:療育手帳 B 判定の方
「特別障害者」:療育手帳 A 判定の方(重度の知的障がいのある方)

区 分	控 除 額	
	所 得 税	市 道 民 税
本人が障害者 (特別障害者)の場合	「障害者控除」 27万円	「障害者控除」 26万円
	「特別障害者控除」 40万円	「特別障害者控除」 30万円
障害者(特別障害者)を 扶養している場合	「障害者控除」 27万円	「障害者控除」 26万円
	「特別障害者控除」 40万円	「特別障害者控除」 30万円
扶養している特別障害者 と同居している場合	上記特別障害者控除に35万 円を加算	上記特別障害者控除に23万 円を加算
窓 口	【市道民税】 石狩市 税務課 市民税担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F 72-3119) 【所得税】 札幌北税務署 (札幌市北区北31条西7丁目 011-707-5111)	

(2) 相続税の控除

障がい者の方が相続した場合、障がいの程度及び年齢に応じて相続税が減額されます。

窓口	住所	電話
札幌北税務署	札幌市北区北31条西7丁目	011-707-5111

(3) 贈与税の非課税

特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、障がいの程度に応じて、贈与税が非課税となります。

窓口	住所	電話
札幌北税務署	札幌市北区北31条西7丁目	011-707-5111

(4) 新マル優制度等

少額貯蓄非課税制度、少額公債非課税制度、障害者手帳の交付を受けている方、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給している方などは元本または額面350万円を限度に利子等が非課税になります。

窓 口	各金融機関
-----	-------

(5) 自動車(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免

障がいのある方のために使用する自動車等で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税等の減免を受けることができます。

対 象	<p>1) 「身体等に障がいのある方が所有する自動車」又は「身体等に障がいのある方と生計を同じくする方が所有する自動車」で、 もっぱら身体等に障がいのある方が運転するもの 身体等に障がいのある方と生計を同じくする方が、その身体等に障がいのある方の通院・通学・通所又は生業のために、おおむね週1日以上運転することを継続的に行うもの(身体等に障がいのある方を同乗させる場合に限ります。)</p> <p>2) 「身体等に障がいのある方のみで構成される世帯で、身体等に障がいのある方を介護する方が、その身体等に障がいのある方の通院・通学・通所又は生業のために、おおむね週1日以上運転することを継続的に行うもの(身体障がいの方を同乗させる場合に限ります。)</p> <p>< 「身体等に障がいのある方」とは、下記の範囲の障がいを有する方のことです。 > 身体障害者手帳の交付を受けている方で下表の範囲の障がいを有する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい... 4級以上 ・ 聴覚障がい、上肢障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの上肢機能障がい... 3級以上 ・ 平衡機能障がい、体幹機能障がい... 5級以上 ・ 音声機能障がい... 喉頭摘出で3級以上 ・ 下肢障がい、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいの移動機能障がい... 6級以上 ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能及び肝臓機能障がい... 4級以上 <p>2つ以上の障がいの区分を有する方で、いずれの区分もで上記の級を下回る場合は、上記の障がいの範囲に含まれるか下記窓口にご確認ください。 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方</p>
必要書類	下記窓口にご確認ください。
窓 口	<p>【自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)】 北海道札幌道税事務所自動車税部 (札幌市北区北22条西2丁目 011-746-1194) <u>自動車(軽自動車)税環境性能割は、登録後2か月以内に申請が必要です。</u></p> <p>【軽自動車税(種別割)】 石狩市 税務課 市民税担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F 72-3119)</p>

6 外出の支援

交通機関の割引

療育手帳 A 判定の方を「第 1 種知的障がい者」、療育手帳 B 判定の方を「第 2 種知的障がい者」とし、交通機関の割引が受けられます。

(1) JR 旅客運賃

区 分	割引対象者	種 類	区 間	割引率
第 1 種知的障がい者 (介護者同行の場合に限る)	本人及び介護者	普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、急行券(特急券は除く)	全 線	5 割
第 2 種知的障がい者及び 介護者のいない第 1 種知的障がい者	本人のみ	普通乗車券	片道 101 キロ以上 利用の場合	
第 2 種知的障がい者 12 歳未満	本人及び介護者	定期乗車券		

自動車線の定期乗車券については、割引率は 3 割です。

(2) バス運賃 療育手帳を呈示すると料金が割引されます。(通常 5 割)

(3) タクシー料金 療育手帳を呈示すると料金が割引されます。(通常 1 割)

(4) 地下鉄料金 療育手帳を呈示すると料金が割引されます。(通常 5 割・地域により適用されない場合があります。)

(5) 航空旅客運賃 療育手帳の交付を受けた方は、航空路線の国内線を利用する場合に、運賃の割引を受けられる場合があります。(割引率等の詳細については、各航空会社にお問合せください。)

タクシー・交通費の助成

(1) 福祉タクシーチケット交付

対 象 者	療育手帳 A 判定の方で、市内に 6 カ月以上居住している方											
助 成 額	タクシーの基本料金											
交付枚数	年 24 枚まで < 申請月によって交付枚数が変わります。下記参照 >											
申請月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
交付枚数	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

(2) 障がい者就労交通費の助成

福祉的就労事業所(就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型)に通所する交通費の一部を助成します(公共機関の運賃割引が適用にならない場合に限り)。)

自動車の助成

(1) 駐車禁止除外指定車の標章

重度知的障がいの方が使用している車両は、公安委員会から駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車の標章を受けることができます。車両を所有していない方や運転免許証を持っていない方でも標章の交付が受けられます。タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。

対象者	知的障がい 重度(A)
窓口	札幌北警察署(札幌市北区北24条西8丁目 011-727-0110)

【標章の正しい使い方】

駐車禁止から除外されるのは、次の1～4の条件を全て満たしている場合に限りです。

- 1) 本人が現に使用中の車両であること
「現に使用中」とは、本人が運転又は本人を同乗させて運転し駐車した場合をいう。
次のような場合は「現に使用中」とは認められません
例1) 本人を自宅に残したまま、家の方が本人の薬をもらいに駐車し病院に行った場合。
例2) 入院中の本人の依頼で買い物に行き、出先で駐車していた場合
- 2) 有効期限内の標章を掲出していること。
- 3) 駐車時、車両の全面の見やすい箇所に掲出していること。
- 4) 運転手が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車(放置車両となるとき)する場合は、運転手の用務先又は連絡先を掲出していること。

(2) 有料道路通行料金

割引適用範囲	療育手帳A判定の方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合
割引対象車両	本人又は家族(同一生計者)が所有する車両で障がい者1人につき1台 介護者が運転する場合で、本人又は家族が所有していない場合、当該障がいのある方を継続して日常的に介護する方が所有する車両 事前に登録されていない自動車(知人の車、レンタカー、車検時等の代車、タクシー(要介護者のみ)、福祉有償運送車両(要介護者のみ))なども一定の要件のもとで障害者割引が受けられます。利用の要件や通行方法など詳細は、下記までお問合せ下さい。 東日本高速道路(株)NEXCO 東日本お客様センター(電話:0570-024-024) ホームページ: https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_handicapped/ 自動車を所持していない場合も事前登録は必要です。 すでに自動車登録をされている場合は、それ以外の車に乗るための新たな手続きは不要です。 営業用の車は除きます。
割引率	5割
申請手続	1. 窓口で手続きする方法 市(福祉事務所)町村で、療育手帳に割引対象自動車のナンバーと割引有効期限の記載、「介護者運転の適用者」であることを示すシールを受ける。 自動車を所持していない場合は、手帳に「自動車登録なし」のシールを貼り、割引登録のみ行う。 2. オンライン申請(ETC利用登録者のみ対象) オンライン申請受付サイト: https://www.expressway-discount.jp オンライン申請される場合、市町村窓口を訪れる必要はありません

必要書類	<p>1. 自動車の登録を行う場合 療育手帳、自動車検査証</p> <p>ETCを利用する場合、上記の他に「ETCカード」「ETCセットアップ申込書・証明書」が必要です。（「ETCカード」は、原則障がい者本人名義のものが必要です。未成年の方の場合のみ、親権者等の名義のカードの利用が認められます。）</p> <p>ローンを組んでいる方は契約書も必要となります</p> <p>電子車検証（A6サイズ）をお持ちの方は、「自動車検査証記録事項」もご持参下さい。</p> <p>2. 自動車を所有しておらず、割引登録のみ行う場合 療育手帳</p>
------	---

7 障がい福祉サービス（自立支援給付制度）

自立支援給付制度を受けるには

相談・申請 サービスを利用したいときは、本人や家族などが市の担当と相談の上、支給申請し、本人等から聞き取り調査を行います。

支給決定 市では、主治医意見書、審査会の障害支援区分及び対象者の障がいの種類や程度などを勘案して支給の要否、支給量を決定します。（訓練等給付及び児童は、主治医意見書、審査会が不要）

受給者証の交付、サービスの利用 サービスの利用者は、支給決定を受けた後、交付された受給者証をサービス提供事業者・施設に提示し契約した上で、サービスの提供を受けます。

利用者負担と支払 課税世帯は費用の原則 1 割負担。非課税世帯は自己負担はありません。世帯の前年の所得(1月～6月申請分については前々年の所得)にかかる市町村民税額に応じて自己負担に月額上限額があります。サービス利用者は、利用者負担額などをサービス提供事業者・施設に支払います。

障がい福祉サービスの内容

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立支援 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
相談支援	基本相談支援	障がいのある人、保護者、介護者等から相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行います。	
	地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に必要な支援を行います。
	地域相談支援	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援などを行います。
	計画相談支援	サービス等利用計画案を作成し、支給決定後、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、計画の作成を行います。	
障害児通所支援	児童発達支援	通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。	
	放課後等サービス (就学児)	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	

地域生活支援について

移動支援	知的障がい者(児)で、外出時に付き添いのサービスを必要とされる方にヘルパーを派遣します。対象は、社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出になります。 原則として「通年かつ長期にわたる外出」は対象外です。
日中一時支援	在宅の知的障がい者(児)を介護している方が疾病その他の理由により、一時的にお世話できなくなった場合に、その期間福祉施設等でお世話をします。(日帰りのみ)

福祉施設について

【体が不自由な方の更生援護施設】

身体障害者手帳をお持ちの方で、特別な医学的治療、生活訓練、職業訓練を必要とする方や、家庭において必要な介護を受けることが困難な方については施設に入所(通所)し、サービス等を受けることができます。

【施設の種類】

児童施設：盲・ろうあ児施設、肢体不自由児施設

成人施設：更正施設、療護施設、授産施設、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

8 相談窓口・その他の制度

相談窓口

障がい者就業・生活支援センター

障がいを持つ方に就労面を中心にこれに伴う社会生活上の相談・助言等を行います。

事業所	住所	電話
石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	石狩市花川南 1 条 4 丁目 225 カナオカビル 3F	76-6767

指定相談支援事業所

石狩市にお住まいの障がいのある方やそのご家族の方で、日常生活に困ったこと・不安なことがある方はお気軽にご相談ください。福祉サービスの利用手続きや専門機関の紹介など、専門の相談員がサポートします。(相談無料)

事業所	住所	電話
石狩市相談支援センター ぷろっぷ	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる 1F	72-6137
相談室ヨルド	石狩市花川南 4 条 5 丁目 21 番地	74-9399
石狩市子ども発達支援センター 相談室ゆう 対象は児童のみ	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる 2F	72-7016
相談室りんく	石狩市花川南 1 条 1 丁目 16 番地	77-5723

その他の制度

石狩市成年後見センター

内 容	<p>高齢者や障がい者の方の金銭管理等についてのご相談をお受けし、必要に応じて以下の事業・制度をご紹介します。</p> <p>日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用手続きや、生活費の管理が一人では難しい場合に「生活支援員」が訪問して日常生活の心配事、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや日常生活費の管理のお手伝いをします。</p> <p>成年後見制度 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。本人に代わり、財産管理や福祉サービス・施設等の契約をしたり、本人に不利益な契約を取り消すことができます。</p>
窓 口	<p>石狩市社会福祉協議会 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる 1F 72-2941)</p>

成年後見制度利用支援事業

内 容	<p>認知症や障がいなどで判断能力が不十分になった際に、契約行為、財産管理等の支援を受けるために家庭裁判所に「法定後見人」等開始の審判の申立手続きを市が行ったり、第三者への報酬費用が支払えない場合に報酬を助成する事業です。</p>
窓 口	<p>石狩市 障がい福祉課 72-3194 / 地域包括ケア課 77-7535 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる)</p>

石狩市徘徊・見守りSOSネットワーク

内 容	<p>認知症や障がいによって記憶力や判断力が低下すると、道が分からなくなり家に帰れなくなることがあります。そのような方を、地域ぐるみですみやかに発見・保護し、その後の生活を支えていくネットワークシステムです。</p> <p>・高齢者や障がい者がいなくなったことに気づいたらすぐ警察に電話を。 札幌方面北警察署 電話 011-727-0110</p>
窓 口	<p>石狩市 障がい福祉課 72-3194 / 地域包括ケア課 77-7535 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる)</p>

介護マーク

<p>内 容</p>	<p>認知症の方や障がいのある方などの介護は、他の人から見ると介護していることがわかりにくいいため、介護中の公共トイレ利用や買い物などをする際に、周囲から偏見や誤解を受けることがないように、また、地域における日常的な支え合いづくりを推進するため介護マークを普及・配布します。</p> <div data-bbox="647 414 1123 741" data-label="Image"> </div> <p>このマークをつけている方は付き添い介護中です。 外出先で見かけたら、温かく見守ってください。</p>
<p>窓 口</p>	<p>石狩市 地域包括ケア課 77-7535 / 障がい福祉課 72-3194 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる)</p>

ヘルプマーク

<p>内 容</p>	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としています。</p> <div data-bbox="785 1162 1038 1547" data-label="Image"> </div> <p>ヘルプマークを持つ方が日常生活や災害時において、様々な援助を得やすくなるようこのマークの普及・配布に取り組んでいます。 北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 011-231-4111</p>
<p>窓 口</p>	<p>石狩市 障がい福祉課 72-3194 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる)</p>